

平成15年12月5日(金)

- 開 会 10時00分
- 総 務 局 10時02分
- 提案理由説明
- 質疑・質問 10時25分
- 問 議案第142号、退職手当の改正で従来とこれからの算出方法を教えてほしい。
- 答 給与月額×支給月数の形で決められており、現在は62.7ヶ月というような形で平均約2,800万円ほどになっている。比率が100分の107になると約100万円ほどの減、比率が100分の104になると約185万円ほどの減額になる。
- 問 本給だけで計算するのか、諸手当も込みで計算するのか。
- 答 本俸だけである。
- 問 調整率100分の110というのはどういった働きがあるのか。
- 答 国の方でも退職手当の支給水準についてはについては官民の均衡を図るために調整率を設けている。今回はその調整の部分を下げた。
- 問 100分の110というのは勤続年数の短い人が対象なのか。
- 答 長い人である。勤続年数20年以上である。
- 問 国家公務員に基づく引き下げだが、高級官僚は減額になっているのか。
- 答 一般職に基づいているため、事務次官などは別枠である。
- 問 失業者の退職手当に関する事で詳しく教えてほしい。
- 答 現在、6ヶ月以上の職員が短期間のうちに退職すると雇用保険法によるところの失業保険を下回るような退職金になるが、雇用保険法改正に伴い、雇用保険の金額を保障しようというものである。
- 問 本俸が減額になって退職手当も減になる。平均は民間より高いと思うが退職手当は勤務に対する功労的な要素もあると思う。どんな考え方であるのか。功労というよりも財政のほうを優先させるのか。
- 答 そのとおりでダブルで減額になる。基本的には民間の支給状況と比して下げるものであり、確かに功労金的なものでもあるがやむを得ないと考えている。
- 問 市長の退職金については本会議の質問でも出たし公約でもあったがどうなのか。特別職だから特別扱いか。特別職も率先して改正案を出すべきではないか。職員の給与や退職手当を下げる最終的な決定は市長がするだろうが、自分のは改正せずに職員の分だけ下げるのか。
- 答 市長の公約については一職員としては答えづらいが、「現在慎重に検討している」という意味はどういう方法がいいのかいろんなケースを模索されているのだと思う。早期に出されるのかなと認識している。
- 問 職員の分を引き下げるのだから、自分の分は様子を見て、時期を見てということは逆だと思う。特別職も見解があってしかるべきだ。職員の退職金について早く決めて特別職のほうが決められない。職員のほうは労使交渉もあるが特別職のほうは簡単である。それがなぜここに出てこないか理解に苦しむ。
- 答 様子を見てというのではなく退職金のみならず報酬についても模索されていると認識している。「慎重に検討」という本会議の答弁の中にはいろんな経過もあったし、これからやろうとされている中身も含まれていると思う。私とすればおそらく早期に出されると思うが、そういうことを言う立場にない。
- 問 職員の退職手当の改正をやれば、当然特別職の方でもやるべきだ。例えば賃金カットにしても一般の職員はすぐやられるが、市長はカットしていない。この差をどうしていくのか。民間に準拠だとか何とか言うが、民間ならまず役員から賃金カットだ。役所は逆だ。下げろ下げろと言うわけではないが、職員も特別職も一体になって仕事をしていくということであれば、お互い共通認識の上に立っているいろんなことをやらな

ければいけない。退職金であろうが給与であろうが、お互いに辛抱し合いましょうということが市長の口から職員に言えるか。言えないだろう。下げる下げるといっても説得力がない。

答 事実と結果のみを見れば何も変わっていない。しかし事実や結果と市長の思いは違い、市長自身は早くこういうことはやりたいというのはひしひしと伝わってくる。
意見 私は下げることに賛成してない。市長があれだけの激務をやって、あれだけの退職金をもらっても構わないと思っている。ただ選挙のときの公約であるし職員の分も下げるといふことであるから、見解をはっきりさせておくべきだ。現状でいいということであればそれでいいと思う。結論が出ていないのが問題だ。

問 市長の退職金の算出方法、根拠法令を教えてください。

答 現状では支給月額×支給率0.6×在職月数48ヶ月で3,648万9,600円になる。これは市長等の退職条例第3条にある。

要望 退職金については市長は選挙の時に公約されている。さっきから局長の答弁を聞いていたらいろいろ考えているとかいうのが、理解に苦しむのは退職金と報酬を同じように考えていることだ。特別職の報酬を下げてはいけないというのではなく、報酬なら報酬で議員も含めて堂々とやるなら話し合いにのるが、自分の退職金のことを持ち出していろいろ考えているとかどうのこうのいうのは理解に苦しむ。退職金のことは公約であるから、条例の文言を改正したら片がつく。報酬はまた別の次元で話があるのが筋だと思う。また一般職の給与と特別職の報酬のことについても同次元でやる問題でもない。そういう声があったことを理解してほしい。

問 職員の処分の件について、何があったか知らないが、この班長にしても課長補佐にしても本当にこういう処分を納得しているのか。見せしめみたいなことがないのか。こういう職務執行とか監督について、民間の企業なら執行マニュアルというものがある。そういうものをつくってこういうことのないようにしないと、本人自身も心外なことで処分を受けることが出てくるかもしれない。職務執行不適正や監督責任などならいっぱいあるではないかと。こういうことのないように処分をするからにはきちっとマニュアルにしたがって行うべきである。

答 この事案は新聞等で報道されているので内容については委員もご承知かと思う。市民に不信感を与える、誤解を与えるような行為であった。環境局での調査報告と同時に総務局でも処分対象の9名については全て事情聴取しているし、意見を述べる場、意見書とか弁明という機会も与えている。時間はかかったが、今回の訓告及び嚴重注意処分については納得のできる内容であり、これによって仕事のやる気をなくすようなことにはならないと認識している。

要望 出てきてから慌ててやるというのが役所だ。マニュアルに従って仕事をやればこういうことは起こらない。業務執行不適正というのはいっぱいある。ぜひとも未然に防ぐためにもマニュアルをつくってもらいたい。

要望 職員が勤務時間中に嘆願書をまわしていた件については本会議でも質問し、再発防止に努めると答弁してもらったが、職員と称する人からそのようなことを質問するとはけしからんとメールがあった。そのことを知っておいてもらいたい。

問 常任委員会で職員を処罰する案件が2件も報告されるということは姫路市政にとっても残念でならない。職員の綱紀粛正の問題が不足しているのではないかと。職員研修は仕事のレベルアップ以上に人間性の教育をしなければならないと思う。法律を守らなければならない立場の公務員が窃盗で逮捕起訴された者の刑を軽くしてほしいとの嘆願書を庁舎内で仕事で署名をした。仕事で法を破った者を擁護する運動をしたことが正しかったのかと疑問だ。それが正しいと思うのであれば再教育してもらわなければならない。もう一度原点に帰って職員とは何ぞやという教育をしなければならないのではないかと。何らかの対応をすべきだ。

答 私も残念な気持ちでいっぱいだ。庁舎内でこういう嘆願書が、それも勤務時間内に出されたとなるとこれは不適切な処理だ。公務員としての原点に帰って、使命感をきっちり再認識するようにさせたい。

問 入札の問題で、新日鉄のほうから取下げになったが、極端な話、1ヶ月間の指名停止期間が終われば同じ案件で入札に参加できるのか。1ヶ月は過ぎたけれど、その契約案件には参加できないということになっているのか。

答 1ヶ月というのは12月3日から1月2日になる。道義的な話は別にして法的に言うと、そういう入札に参加資格はある。道義的には辞退するのが社会的な責任かと思う。こういう事案が最近増えているので指名停止された業者は2回ほどは呼ぶべきではないとも思うが、それはそれで何かシステムを含めて整理しなければいけないのではないかと感じている。

問 新日鉄が辞退をして1ヶ月間の指名停止になるが、それだけか。姫路市としては入札をやり直したりしなければならぬと思うが、他にペナルティーはないのか。

答 今の指名停止要綱では1ヶ月の指名停止というだけである。

問 姫路市に迷惑をかけたのであるから、違約金のようなものはないのか。

答 本契約締結後であれば約10%の違約金がある。今回は仮契約中なのでない。

意見 度々このようなことがあっては困る。1ヶ月の指名停止だけでは納得しかねる。

問 新日鉄が辞退してきたが、こちらから積極的に動いたのか。

答 事実確認をする必要があり、確認した時に事実であり辞退することだった。辞退がなければ当然仮契約の解除ということになっていた。

問 工事の進行に影響はでないのか。

答 詳しくは知らないが、厚生委員会で説明した中では直接大きな影響はないと聞いている。

問 もう1度新しい業者でやるということになると、金額の面などはどうなるのか。

答 今後のやり方をどういう方法とするかは議案を撤回して後に慎重にやっていく。

問 競輪事務組合の訴訟は組合に対するものか、または個々の自治体に対するものか。

答 競輪事務組合が訴訟を起こされて、それぞれの自治体に分割請求をされた。訴訟そのものは旧の事務組合に対するもので損害賠償については19市1町それぞれになっている。

問 競輪事務組合の態度はどうなっているのか。

答 競輪組合自体は消滅しており、訴訟対策委員会で対応しているが、全面的に争うという姿勢である。

○ 終了 11時45分

○ 産業局 11時46分

○ 提案理由説明

○ 質疑・質問 12時00分

問 議案第135号の計画はいつごろなのか。

答 平成16年度から着手する予定である。

問 地元要望は出ていたのか。

答 2年前に出ていた。

問 環境配慮はされているのか。

答 ミズニラという水生植物を池の中に移植して工事後に元に戻すということにして配慮している。

問 武蔵館の後は何か考えがあるのか。

答 産業局としては観光拠点と位置付けて活用を図りたい。具体的には観光協会などが入る事務所機能、お城の前ということから観光インフォメーション機能をもつ施設として活用を図りたい。今月中に改装に向けた設計に着手し、同時に文化庁との協議に

入りたい。文化庁との協議が整った後に工事発注等一連の手続を経て3月末を目途に整備を進めたいと思っている。4月には事務所機能をオープンさせ、インフォメーション機能は少しずれ込む可能性があるが、観光の拠点として活用したい。

要 望

武蔵館の入り口のところが見にくい。配慮してもらいたい。

○	終 了	1 2 時 0 5 分
○	選挙管理委員会事務局	1 2 時 0 6 分
○	提案理由説明	
○	終 了	1 2 時 1 0 分
○	農業委員会事務局	1 2 時 1 0 分
○	報告事項説明	
○	終 了	1 2 時 1 7 分
○	休 憩	1 2 時 1 8 分
○	再 開	1 3 時 1 0 分
○	企 画 局	1 3 時 1 0 分
○	質 問	1 3 時 1 0 分

問 前回の定例会で21世紀都市創造基金の積みたてのことにについて委員長が報告している。来年度の予算のこともあるから当然そのことに回答すべきではないのか。

答 前回総務局長同席で答弁させてもらったように今後とも基金を積みたてていく方向で、現在も予算編成で要望している。

問 第2次実施計画が出て、市民にパブリックコメントの募集をしている。議会に報告もせず市民に募集を行っている。それを説明してもらえと思っていたが企画局から出席について何も言っていないとはある意味議会軽視ではないかと思う。市民の声を聞くとよく言っているが議会の声を聞くということがない。

答 話があったように現在パブリックコメントにより計画案を公表し、広く市民から募集をしている。これに先立ち21日に議員各位にはお知らせしている。議会を軽視したつもりはなく、素案に対し市民の意見を求め、1月2月に意見を踏まえながら原案をいいものにし、その後に議会の意見を聞くつもりである。現在のところ市民意見は1件も出ていないがあらゆる方法でPRしたい。

今日は前に配った資料に基づき若干の説明をしたい。

問 報告はいつ配ったのか。

答 11月21日に配った。

問 FAXで1枚ものが届いただけだ。

答 上3枚については議会事務局に渡している。以下はインターネット等で見られるようにしているものである。

問 議員はインターネットで見て議論しろということか。市民に意見を聞くのならなぜ議会に意見を聞かないのか。そこを議会軽視だと言っているのだ。

答 事前に全部つけて渡しておくべきところ、私の不行き届きであり、おわびする。

要 望

今日議論する気はない。企画局も説明する気で臨んでいない。次回の委員会で説明してほしい。

答 説明が十分でなかった点を反省する。

○ 終 了 1 3 時 3 4 分

○ 意見のとりまとめ 1 3 時 3 5 分

(1)議案について

- ・議案第125号 議案第133号 議案第134号 議案第135号
議案第136号 議案第137号 議案第141号

以上7件については、全会一致で可決、同意または承認すべきものと決定

- ・議案第142号については、賛成多数で可決すべきものと決定

(2)請願審査について

・請願第10号については、全会一致で採択し、要望書を送付することに決定

(3)閉会中継続調査について

別紙5のとおり継続調査すべきものと決定

(4)委員長報告について

正副委員長に一任

- 行政視察について 13時45分
1月21日(水)、22日(木)に市川市を視察することに決定。
- 閉 会 13時50分